

定期保険〈あんしん葬儀保険〉普通保険約款

この保険の趣旨

この保険は、保険期間1年の定期保険で、保険期間中に被保険者が死亡したとき死亡保険金の支払いを保障するものです。

1. 用語の意義

(用語の意義)

第1条 この普通保険約款における用語の意義は、次のとおりとします。

- (1) 「会社」とは、保険者である SSI きみどり株式会社をいいます。
- (2) 「責任開始日」とは、保険契約上の責任を開始する日をいいます。
- (3) 「保険期間」とは、契約日（保険契約が更新された場合は、更新後の保険契約の契約日とします。）から起算して1年をいいます。
- (4) 「払込期月」とは、保険料を払込まなければならない期間（月の初日から末日）のことをいいます。第1回保険料は保険申込みを毎月20日に締めきり、翌月1日から末日までを払込期月とします。
- (5) 「保険契約の更新」とは、保険期間が満了した場合に、引き続き保障を継続することをいいます。
- (6) 「保険金」とは、死亡保険金をいいます。
- (7) 「保険終了日」とは、保険期間が満了した日（以下、「契約満了日」といいます。）において、被保険者の年齢が保険金建てプランは満100歳、保険料建てプランは96歳に到達している場合の当該契約満了日をいいます。
- (8) 「契約プラン」とは、保険契約者が保険契約するプラン内容をいい、保険金建てプラン、保険料建てプランの2プランがあります。保険契約者はどちらかを選択することができます。
- (9) 「契約コース」とは、保険契約者が保険契約する各契約プランの保険金、保険料ごとのコースをいいます。保険契約者はどのコースにするかを選択することができます。

2. 会社の責任開始時

(契約日)

第2条 会社は次に定める日を契約日とし、契約日から保険契約上の責任を負います。

- (1) 契約者が申込書類を郵便等で提出し申込みをする場合
会社が第1回保険料を受領した日の属する月の翌月1日
- (2) 契約者が申込書類を募集人に提出し申込みをする場合
会社所定の保険契約申込書および被保険者に関する告知書を記入した告知日（毎月20日を締切日とします。）と第1回保険料を受領した日のいずれか遅い方の日の属する月の翌月1日
- (3) 前2号で第1回保険料を口座振替により入金する場合、2月末日が提携金融機

SSI きみどり株式会社

関の休業日に該当するために、第1回保険料の振替日が3月1日となるときは、前2号にかかわらず、契約日を3月1日として取り扱います。

- 2 会社が、保険契約の申込みを承諾した場合には、次条に定める事項を記載した保険証券を保険契約者に交付します。
- 3 契約日前であっても第1回保険料の払込日(口座振替の場合は引落日、会社が指定した預金口座への送金の場合は会社の預金口座に入金した日、現金を会社に持参の場合は持参した日)後に保険金の支払事由が生じた場合、契約の引受条件を満たしていれば、第1回保険料の払込日から保障します。

(保険証券)

第3条 前条第2項に規定する保険証券には、次の各号の事項を記載します。

- (1) 保険契約の種類および保険証券番号
- (2) 契約日ならびに保険期間の始期および終期
- (3) 保険料および支払方法
- (4) 支払事由
- (5) 保険金額
- (6) 保険金の支払方法
- (7) 被保険者の氏名および契約時の年齢
- (8) 保険契約者の氏名または名称
- (9) 保険金受取人の氏名または名称
- (10) 特約が付加されたときは、その特約の種類
- (11) 保険証券の作成地、作成年月日、会社名および代表取締役の氏名

3. 保険金の支払い

(保険金の支払い)

第4条 この保険契約において支払う死亡保険金は、次に定めるところによるものとします。

名称	支払事由	支払額	受取人
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡したとき	保険証券記載の死亡保険金額	保険金受取人

2 この保険契約で保険金を支払わない場合(以下、「免責事由」といいます。)は、つぎのとおりです。

名称	免責事由
死亡保険金	1. 責任開始日から更新契約を含め2年以内の被保険者の自殺 2. 保険契約者の故意 3. 保険金受取人の故意。ただし、その者が死亡保険金の一部の受取人であるときは、その残額を他の受取人に支払います。 4. 戦争その他の変乱 5. 地震、噴火または津波

(死亡保険金の支払いに関する補則)

第5条 前条の規定にかかわらず、死亡保険金の支払について、次項に定めるところにより取り扱います。

2 前条第2項に掲げた免責事由のうち、「戦争その他の変乱」または「地震、噴火または津波」に該当した場合において、免責となる被保険者の数がこの保険の計算の基礎におよぼす影響が少ないと認めるときは、会社は、その程度に応じて、保険金の全額を支払い、またはその一部を削減して支払うことがあります。保険金を削減して支払うときは、会社は保険金受取人に通知します。

(生死不明その他の場合の取扱)

第6条 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が定めるところにより被保険者が死亡したものと判断したときは、第4条(保険金の支払い)の規定に準じて保険金を支払います。

(保険金の請求、支払手続き)

第7条 保険契約者または保険金受取人は、保険金の支払事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく、会社に連絡してください。

2 保険金受取人は、保険金の支払事由が生じたときは、第36条(請求手続)に定める会社所定の書類を提出して、保険金を請求してください。

3 保険金は、その請求に必要な書類が会社の本社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

4 保険契約の締結時から保険金の請求時まで会社に提出された書類だけでは事実の確認ができない時は、次の区分に従って事実の確認(会社の指定した医師による診断を含みます。)を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金を支払うべ

き期限は、保険金の請求に必要な書類が会社の本社に到達した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。この場合、会社は確認事項及び確認を終えるべき時期を保険金受取人に通知します。

- (1) 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
保険金の支払事由に該当する事実の有無
 - (2) 保険金支払の免責事由に該当する可能性がある場合
保険金の支払事由が発生した原因
 - (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 - (4) この約款に定める重大事由の解除、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項または保険契約者、被保険者もしくは保険金受取人の保険契約締結時の目的または保険金請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金請求までにおける事実
- 5 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、保険金の請求に必要な書類が会社の本社に到達した日の翌日から起算して次の各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合であっても、180日）を経過する日とします。この場合、会社は確認事項及び確認を終えるべき時期を保険金受取人に通知します。
- (1) 前項各号に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他の法令に基づく照会 180日
 - (2) 前項第（1）号、第（2）号または第（4）号に定める事項についての学究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 180日
 - (3) 前項第（1）号、第（2）号または第（4）号に定める事項についての保険契約者、被保険者または保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第（1）号、第（2）号または第（4）号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果について、警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 - (4) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
- 6 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社はこれにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。
- 7 第4項または第5項の場合には、保険金を支払うために確認が必要な事項および保険金を支払うべき期限を、会社は、保険金を請求した者に通知します。

- 8 第3項から第5項に定める期日をこえて保険金を支払う場合は、その期日の翌日から会社所定の利率で計算した遅延利息を保険金受取人に支払います。ただし、第6項の定めにより生じた確認が遅延した期間については、会社は、遅滞の責任を負いません。

4. 保険料の払込み

(保険料の払込み)

- 第8条 会社が保険契約の申込みを承諾した場合は、保険契約者は、第9条(保険料の払込方法<経路>)に定める払込方法に従い、第1回保険料を払込期月内に払い込んでください。払込期月に支払った保険料は翌月1日から末日までの期間に対応する保険料とします。
- 2 保険料は年12回の月払のみとします。
 - 3 保険契約申込書の受付を毎月20日締めとします。第1回保険料については保険契約申込書が受け付けられた月の翌月の27日(金融機関の休業日の場合はその日に次ぐ営業日)に口座振替します。ただし、口座振替ができない場合は第9条(保険料の払込方法<経路>)第1項第(2)号、第(3)号の方法により、払込期月内に入金してください。払込期月内に入金がなかった場合、保険契約は成立しなかったものとみなします。なお、第2条(契約日)第1項第(3)号の場合は該当しません。
 - 4 第2回以後の保険料(更新契約の第1回保険料を含みます。)については、保険契約者は毎月月末までに翌月の保障のための保険料を払い込んでください。その保険料を払い込むべき月の初日から末日までを払込期月とします。
 - 5 第2回以後の保険料(更新契約の第1回保険料を含みます。)が払込期月の末日までに払い込まれ、その日までに保険金の支払事由が発生していた場合には会社はその払い込まれた保険料相当額を保険契約者(保険金を支払うときは保険金受取人)に返還します。

(保険料の払込方法<経路>)

- 第9条 保険契約者は、次の各号に定めるいずれかで保険料の払込方法(経路)を選択してください。ただし、第(2)号および第(3)号に定める保険料の払込方法(経路)は、会社が特に必要と認めた場合に限りです。
- (1) 会社の指定した金融機関の口座振替により払い込む方法
 - (2) 会社が指定した金融機関の預金口座に送金することにより払い込む方法
 - (3) 現金を会社に持参することにより払い込む方法
- 2 会社は、前項第(1)号、第(2)号の場合は保険料の領収書は交付しません。
 - 3 保険契約者は、第1項で選択した保険料の払込方法(経路)を会社の承諾を得て変更することができます。
 - 4 第1項の規定により選択した保険料の払込方法(経路)が金融機関等の事情により取扱できなくなったとき、保険契約者は、前項の規定により保険料の払込方法(経路)を

他の払込方法〈経路〉に変更してください。この場合、保険契約者が保険料の払込方法〈経路〉の変更を行うまでの間の保険料については、第1項第(2)号または第(3)号に定める払込方法〈経路〉によって払い込んでください。

5. 猶予期間および保険契約の失効

(保険料払込みの猶予期間)

第10条 保険契約者は、第2回以後の保険料(更新契約の第1回保険料を含みます。)の払い込みについて、払込期月の翌月の初日から末日まで猶予期間があります。

2 保険契約者は、保険料払込の猶予期間中に未払込保険料を翌月分に加算して払い込むことができるものとします。このとき、1か月分のみ収受できた場合は保険契約は失効しません。

(保険契約の失効および復活)

第11条 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、この保険契約は猶予期間満了日の翌日から効力を失うものとします。この場合、会社はその旨を保険契約者に通知します。

2 会社は、保険契約の復活は取り扱いません。

(猶予期間中に保険事故が発生した場合)

第12条 保険料払込みの猶予期間中に保険金の支払事由が発生した場合には、会社は、保険金受取人に通知のうえ、未払込保険料を保険金から差し引きます。

6. 解約および解約払戻金

(保険契約者による解約)

第13条 保険契約者は、いつでも将来に向かって、保険契約を解約することができます。

2 前項の規定により保険契約を解約する場合、保険契約者は、会社に対し、解約日を記載した第36条(請求手続)に定める会社所定の書面をもって通知しなければなりません。

3 保険契約の解約の効力は、前項の解約日または前項の書面が到着した日のいずれか遅い日の翌日の午前0時から発生します。

4 第1項の規定により保険契約を解約する場合、解約に伴う解約払戻金はありません。ただし、会社は契約を解約した日以降に到来する払込期月に対応した保険料相当額を収受していたときは返還します。

7. 契約内容の変更

(保険金額および保険料の減額)

第14条 保険契約者は更新時に各プラン（別表1参照）の契約コースの保険金額および保険料を減額することができます。ただし、更新時の被保険者の満年齢が変更する契約各コース（別表1参照）の開始満年齢以上であり、減額後の保険金額および保険料が、最低保険金額、最低保険料（別表1契約各コース）を上回ることを要します。なお、各契約プランから他のプランへの乗り換えはできません。

2 保険金額および保険料の減額を請求する場合は会社所定の書類を更新日の1か月前までに会社に提出してください。

8. 詐欺による取消しおよび不法取得目的による無効

(詐欺による取消し)

第15条 保険契約者、被保険者または保険金受取人の詐欺または強迫により保険契約を締結または契約内容の変更をしたときは、会社は保険契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込まれた保険料は払いもどしません。

(不法取得目的による無効)

第16条 保険契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約の締結または契約の変更をしたときには保険契約を無効にします。この場合、すでに払い込まれた保険料は払いもどしません。

9. 告知義務および告知義務違反による解除

(告知義務)

第17条 会社が、保険契約申込みの承諾前に、支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち所定の書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知することを要します。

(告知義務違反による解除)

第18条 保険契約者または被保険者が、前条の告知の際、故意または重大な過失によって、

事実を告げなかったかまたは不実のことを告げた場合には、会社は、将来に向かって保険契約を解除することができます。

- 2 会社は、保険金の支払事由が発生した後も、前項の規定によって保険契約を解除することができます。この場合には、保険金を支払いません。すでに保険金を支払っていたときは、その返還を請求します。ただし、保険契約者または保険金受取人が、保険金の支払事由の発生が解除の原因となった事実に基づかないことを証明したときは、保険金を支払います。
- 3 本条の規定によって保険契約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合は、被保険者または保険金受取人に通知します。
- 4 本条の規定によって保険契約を解除したときは、解約払戻金はありません。ただし、契約を解除した日以降に到来する払込期月に対応した保険料相当額を収受していたときは返還します。

(告知義務違反により保険契約を解除できない場合)

第19条 会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前条の規定による保険契約の解除をすることができません。

- (1) 会社が保険契約の締結の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 会社の少額短期保険契約の締結の媒介を委託した少額短期保険募集人（以下、本条において「保険募集人」といいます。）が、保険契約者または被保険者が第17条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険募集人が、保険契約者または被保険者に対し、第17条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が、保険契約の締結後、解除の原因となる事実を知り、その事実を知った日の翌日から1か月が経過したとき
- (5) 保険契約が最初の責任開始日から2年（更新契約を含む。）を超えて有効に継続したとき

- 2 前項第(2)号および第(3)号の規定は、当該各号に規定する保険募集人の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が第17条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

10. 重大事由による解除

(重大事由による解除)

第20条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者が、この保険契約の保険金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) 被保険者または保険金受取人が、この保険契約の保険金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (3) この保険契約の保険金の請求に関し、保険金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 - (4) 保険契約者、被保険者または保険金受取人が次のいずれかに該当するとき
 - ①反社会的勢力（注）に該当すると認められること
 - ②反社会的勢力（注）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - ③反社会的勢力（注）を不当に利用していると認められること
 - ④法人である場合において、反社会的勢力（注）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤その他反社会的勢力（注）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) 前4号のほか、会社の保険契約者、被保険者または保険金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする前4号と同等の重大な事由がある場合（注）暴力団、暴力団員（暴力団でなくなった日から5年間を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- 2 会社は、保険金の支払事由が発生した後でも、保険契約を解除することができます。この場合には、つぎのとおり取り扱います。
- (1) 第1項第（1）号から第（5）号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による保険金（注）を支払いません。また、すでにその支払事由により保険金を支払っているときは、会社は、その返還を請求します。
（注）第1項第（4）号のみに該当した場合で、第1項第（4）号①から⑤までに該当したのが保険金受取人のみで、その保険金受取人が保険金の一部の受取人であるときは、保険金のうち、その受取人に支払われるべき保険金をいいます。
- 3 本条の規定によって保険契約を解除したときは、解約払戻金はありません。ただし、契約を解除した日以降に到来する払込期月に対応した保険料相当額を収受していたときは返還します。

1 1. 保険契約の更新

(保険契約の更新)

第21条 保険契約の保険期間が満了する場合、会社は、保険期間満了日の2か月前までに更新後の契約内容等を保険契約者に通知します。保険契約者が、保険期間満了日の2週間前までに保険契約を継続しない旨を通知しない限り、保険契約は、更新され継続するものとし、ただし、更新後の保険期間の満了日の翌日における被保険者の満年齢が会社が定める範囲を超える場合は、更新できません。

2 更新後の保険契約各プランの保険料および保険金額は、更新日(年単位の契約応当日)における満年齢により(別表1)決定します。

3 更新後の保険契約の保険期間は、更新前の保険契約の保険期間と同じとします。

4 保険契約者は、更新後の保険契約の第1回保険料を、更新日の属する月の前月末日までに、会社に払い込んでください。この場合、第10条(保険料払込みの猶予期間)、第11条(保険契約の失効および復活)および第12条(猶予期間中に保険事故が発生した場合)の規定を準用します。

5 本条の規定によってこの更新契約が更新された場合には、次の各号とお取り扱いします。

(1) 第4条(保険金の支払い)および第19条(告知義務違反により保険契約を解除できない場合)の規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間を継続した保険期間とみなします。

(2) 更新後の保険契約には、更新時の普通保険約款および保険料率を適用します。

6 第1項から前項までの規定にかかわらず、会社は事後検証の結果、この保険の計算の基礎率と実際が乖離したときは更新する保険契約の保険料または保険金額の見直しを行うことがあります。また、更新時に、会社がこの保険契約の締結を取扱っていないとき、またはこの保険が不採算であったときは、この保険契約は更新されません。保険契約の更新を取扱わないときは、会社は、保険契約の保険期間満了日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。

1 2. 保険金受取人

(第三者のためにする保険契約)

第22条 保険金受取人が保険契約者以外の者であるときは、保険金受取人は、当然に保険契約の利益を享受することができます。

(会社への通知による保険金受取人の変更)

第23条 保険契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知により、保険金受取人を指定または変更することができます。

- 2 第1項に定める保険金受取人の指定または変更する場合は第36条（請求手続）に定める会社所定の書類をもって通知してください。
- 3 第2項の通知が会社に到達する前に変更前の保険金受取人に保険金を支払ったときは、その支払い後に変更後の保険金受取人から保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

（遺言による保険金受取人の変更）

第24条 前条に定めるほか、保険契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、保険金受取人を変更することができます。

- 2 前項の保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力は生じません。
- 3 前2項による保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

（保険金受取人の死亡）

第25条 保険金受取人が保険金の支払事由の発生前に死亡したときは、保険金受取人の法定相続人（法定相続人のうち死亡している者がいるときは、その者については、その順次の法定相続人）で保険金の支払事由の発生時に生存している者を保険金受取人とします。これにより保険金受取人となったものが2名以上いる場合、各受取人の受取分は、平等の割合とします。

- 2 前項の規定で保険金受取人が2名以上の場合、会社は代表者1名を定めることを求めることができます。その場合、代表者は他の保険金受取人を代理するものとします。
- 3 前項の代表者が定まらないか、その所在が不明のときは、会社が保険金受取人の1人に対してした行為は、他の保険金受取人に対しても効力を生じます。

（保険給付請求権の譲渡等についての被保険者の同意）

第26条 保険給付を請求する権利の譲渡又は質権の設定（保険事故が発生した後にされたものを除く。）は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。

13. 保険契約者

（保険契約者の代表者）

第27条 保険契約者が2人以上の場合には、代表者に1人を定めてください。この場合、その代表者は他の保険契約者を代理するものとします。

- 2 前項の代表者が定まらないか、またはその住所が不明のときは、会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
- 3 保険契約者が2人以上の場合には、その責任は連帯とします。

(保険契約者の変更)

第28条 保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。

- 2 保険契約者が本条の変更を請求するときは、第36条(請求手続)に定める会社所定の書類を会社に提出してください。

(保険契約者の住所変更)

第29条 保険契約者は、住所(通信先を含みます。)を変更したときは、遅滞なく会社所定の書類により、会社の本社または会社の指定した場所に通知してください。

- 2 前項の届出がなされなかった場合、会社が知った最終の住所に送付した通知は、通常到着するために要する期間を経過したとき、保険契約者に到達したものとみなします。

14. 被保険者の業務変更

(被保険者の業務変更等)

第30条 被保険者が保険契約の継続中にどのような業務に従事し、または日本国内どこかの場所に転居し、もしくは旅行しても、会社は、保険契約を解除せず、また保険料の変更もしないで、保険契約上の責任を負います。

15. 年齢の計算・年齢および性別の誤りの処理

(年齢の計算)

第31条 被保険者の契約日における年齢は、満年齢で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。

- 2 被保険者の契約後の年齢は、前項の契約年齢に更新日(年単位の契約応当日)ごとに1歳を加えて計算します。

(年齢および性別の誤りの処理)

第32条 保険契約申込書に記載された被保険者の年齢に誤りがあった場合は、契約日および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社の定める範囲外であったときは、

SSI きみどり株式会社

会社は保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻し、その他のときは会社の定める方法に従い、実際の年齢に基づいて契約年齢または保険料を変更し、過去の保険料の差額を精算します。

- 2 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合には、実際の性別に基づいて保険料を変更し、過去の保険料の差額を精算します。

16. 契約者配当

(契約者配当金)

第33条 この保険契約に対して、契約者配当金はありません。

17. 時効

(時効)

第34条 保険金、払戻金その他の支払を請求する権利は、3年間これを行使しなかったときは、時効により消滅します。

18. 保険期間中の契約条件の見直し

(保険期間中の契約条件の見直し)

第35条 この保険の収支状況が予定したものより著しく悪化した場合は、会社が定めるところにより、この保険契約について、保険期間における残余期間に対応する保険料を増額し、または保険金の支払額を減額することがあります。

- 2 第5条(死亡保険金の支払いに関する補則)第2項により削減払いが発生する場合は、会社が定めるところにより、当該保険金を削減して払います。
- 3 前2項の事由が生じた場合、会社は保険契約者に対して速やかにその旨を通知します。

19. 請求手続

(請求手続)

第36条 この普通保険約款に基づく支払いおよび変更等については、次の表に定める書類を提出して請求してください。

項目	提出書類
----	------

<p>1. 死亡保険金の支払い (第4条)</p>	<p>1. 会社所定の請求書 2. 医師の死亡診断書または死体検案書(ただし、会社が必要と認めた場合は、会社所定の書式による医師の死亡証明書) 3. 保険金受取人の印鑑証明書 4. 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本) 5. 保険証券</p>
<p>2. 保険契約の解約(第13条) 3. 保険契約者の変更(第28条) 4. 保険金受取人の変更 (第23条、第24条)</p>	<p>1. 会社所定の届出書 2. 保険契約者の印鑑証明書(保険契約者の変更の場合は、変更前および変更後それぞれの保険契約者の印鑑証明書) 3. 保険証券</p>

2 会社は、前項の提出書類の一部の省略を認め、または前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。

3 第1項の3および4の請求に対して変更が行われた場合には、保険証券に裏書します。

20. 管轄裁判所

(管轄裁判所)

第37条 この保険契約における保険金の請求に関する訴訟については、会社の本社または保険金受取人(保険金受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。)の住所地を管轄する地方裁判所(本庁とします。)をもって、合意による管轄裁判所とします。

別表 1

別ファイルに記載

提携事業者への「保険金直接支払いサービス特約」

(特約の目的)

第1条 本特約は会社が指定した提携事業者に対して、保険契約者および被保険者が葬儀または墓地、埋葬等の財・サービスの内容を事前予約し、保険期間中に被保険者が死亡した際に提携事業者から財・サービスの提供を受けた場合、保険金受取人の指図により、会社が保険金を財・サービスの提供にかかる費用として提携事業者に直接支払うことを目的とします。

(提携事業者)

第2条 提携事業者とは、会社が指定した、葬儀または墓地、埋葬等の財・サービスの提供（以下、葬儀施行等といいます。）を行う葬祭事業者ならびに墓地、埋葬等に関わる事業者（以下、埋葬事業者といいます。）をいいます。

(提携事業者の指定および再委託)

第3条 提携事業者の指定は葬祭事業者ならびに埋葬事業者が営業を行う地域の施行実績等を考慮して会社が定めるところにより行います。

- 2 提携事業者が葬儀施行等の提供が困難になったとき、会社はすみやかに保険契約者または被保険者および保険金受取人に通知します。この場合、予め保険契約者または被保険者および保険金受取人と協議のうえ、会社は別の事業者を斡旋します。保険契約者または被保険者および保険金受取人は斡旋を受けるか、または特約の解除を選択することができます。

(特約の締結)

第4条 保険契約者および被保険者は、主たる保険契約（以下主契約といいます。）締結の際、会社および提携事業者の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結できます。

- 2 保険期間中であればいつでも特約を付加することができます。その場合、特約申込書に必要事項を記入し、署名、捺印して申し込んでください。

(葬儀施行等の費用の支払い)

第5条 会社は普通保険約款第7条第2項に定める保険金の請求があった場合、保険証券記載の死亡保険金額を保険金受取人の支払指図書により、保険金請求書記載の提携事業者に支払います。その際、葬儀施行等の費用が保険証券記載の死亡保険金額より少ない場合、会社は、その差額を保険金受取人に支払います。

(特約の解除)

第6条 保険契約者または被保険者および保険金受取人は保険金の支払事由の発生前および発生後も特約の解除をすることができます。

(特約の更新)

第7条 主契約が更新された場合、この特約は主契約とともに特約の保険契約満了日の翌日に更新されたものとし、また、主契約が更新されないときはこの特約も更新されません。

(普通保険約款の規定の準用)

第8条 この特約に別段の定めのない場合は、普通保険約款の規定を準用します。

別表 1

<保障プランと保険金額及び保険料>

保険金建てプラン

《男性》

新規契約

年齢	保険金額・月払保険料					
	250万円コース	180万円コース	120万円コース	90万円コース	60万円コース	30万円コース
50～54歳	2,370円	1,950円	1,580円	1,400円	1,210円	—
55～59歳	3,230円	2,560円	1,990円	1,700円	1,420円	1,130円
60～64歳	4,450円	3,440円	2,580円	2,140円	1,710円	1,280円
65～69歳	6,250円	4,730円	3,440円	2,790円	2,140円	1,500円
70～74歳	—	7,430円	5,240円	4,140円	3,040円	1,950円
75～79歳	—	—	—	—	4,540円	2,700円

更新契約

70～74歳	10,000円					
75～79歳	16,250円	11,930円	8,240円	6,390円		
80歳	22,280円	16,280円	11,140円	8,560円	5,990円	3,420円
81歳	24,100円	17,590円	12,000円	9,210円	6,410円	3,620円
82歳	26,130円	19,040円	12,960円	9,920円	6,890円	3,850円
83歳	28,460円	20,710円	14,070円	10,750円	7,430円	4,110円
84歳	31,000円	22,530円	15,280円	11,650円	8,030円	4,400円
85歳	33,770円	24,530円	16,600円	12,640円	8,680円	4,720円
86歳	36,860円	26,740円	18,080円	13,740円	9,410円	5,070円
87歳	40,230円	29,170円	19,690円	14,950円	10,210円	5,460円
88歳	42,950円	31,120円	20,980円	15,910円	10,840円	5,770円
89歳	47,420円	34,340円	23,120円	17,520円	11,910円	6,300円
90歳	52,750円	38,170円	25,680円	19,430円	13,190円	6,940円

9 1 歳	58,220 円	42,110 円	28,310 円	21,400 円	14,500 円	7,600 円
9 2 歳	64,070 円	46,330 円	31,120 円	23,510 円	15,910 円	8,300 円
9 3 歳	70,350 円	50,840 円	34,130 円	25,770 円	17,410 円	9,050 円
9 4 歳	77,100 円	55,700 円	37,370 円	28,200 円	19,030 円	9,860 円
9 5 歳	84,300 円	60,890 円	40,820 円	30,790 円	20,760 円	10,730 円
9 6 歳	92,050 円	66,470 円	44,540 円	33,580 円	22,620 円	11,660 円
9 7 歳	100,320 円	72,430 円	48,520 円	36,560 円	24,610 円	12,650 円
9 8 歳	109,220 円	78,830 円	52,790 円	39,760 円	26,740 円	13,720 円
9 9 歳	118,750 円	85,690 円	57,360 円	43,190 円	29,030 円	14,860 円

保険金建てプラン

《女性》

新規契約

年齢	保険金額・月払保険料					
	2 5 0 万円コース	1 8 0 万円コース	1 2 0 万円コース	9 0 万円コース	6 0 万円コース	3 0 万円コース
5 0 ～ 5 4 歳	1,580 円	1,380 円	1,200 円	1,110 円	—	—
5 5 ～ 5 9 歳	1,890 円	1,600 円	1,350 円	1,220 円	1,100 円	—
6 0 ～ 6 4 歳	2,310 円	1,900 円	1,550 円	1,380 円	1,200 円	—
6 5 ～ 6 9 歳	3,100 円	2,470 円	1,930 円	1,660 円	1,390 円	1,120 円
7 0 ～ 7 4 歳	—	3,660 円	2,720 円	2,250 円	1,790 円	1,320 円
7 5 ～ 7 9 歳	—	—	—	3,340 円	2,510 円	1,680 円

更新契約

7 0 ～ 7 4 歳	4,750 円					
7 5 ～ 7 9 歳	7,770 円	5,830 円	4,170 円			
8 0 歳	11,000 円	8,160 円	5,720 円	4,500 円	3,290 円	2,070 円
8 1 歳	12,230 円	9,040 円	6,300 円	4,930 円	3,560 円	2,200 円
8 2 歳	13,720 円	10,100 円	7,000 円	5,460 円	3,910 円	2,360 円

8 3 歳	15,310 円	11,240 円	7,760 円	6,020 円	4,270 円	2,530 円
8 4 歳	17,020 円	12,470 円	8,570 円	6,620 円	4,670 円	2,720 円
8 5 歳	18,850 円	13,790 円	9,440 円	7,270 円	5,100 円	2,930 円
8 6 歳	20,980 円	15,310 円	10,450 円	8,030 円	5,600 円	3,170 円
8 7 歳	23,380 円	17,040 円	11,600 円	8,880 円	6,160 円	3,440 円
8 8 歳	25,620 円	18,640 円	12,660 円	9,670 円	6,680 円	3,690 円
8 9 歳	29,020 円	21,090 円	14,290 円	10,890 円	7,490 円	4,090 円
9 0 歳	32,700 円	23,740 円	16,060 円	12,220 円	8,380 円	4,540 円
9 1 歳	36,750 円	26,650 円	18,000 円	13,670 円	9,350 円	5,020 円
9 2 歳	41,450 円	30,040 円	20,260 円	15,370 円	10,480 円	5,590 円
9 3 歳	46,750 円	33,850 円	22,800 円	17,270 円	11,750 円	6,220 円
9 4 歳	52,570 円	38,050 円	25,600 円	19,370 円	13,150 円	6,920 円
9 5 歳	58,120 円	42,040 円	28,260 円	21,370 円	14,480 円	7,590 円
9 6 歳	64,750 円	46,810 円	31,440 円	23,750 円	16,070 円	8,380 円
9 7 歳	71,970 円	52,010 円	34,910 円	26,350 円	17,800 円	9,250 円
9 8 歳	79,920 円	57,740 円	38,720 円	29,220 円	19,710 円	10,200 円
9 9 歳	88,620 円	64,000 円	42,900 円	32,350 円	21,800 円	11,250 円

保険料建てプラン

新規契約

年齢	男性・保険料・保険金額			女性・保険料・保険金額		
	1500 円コース	3000 円コース	5000 円コース	1500 円コース	3000 円コース	5000 円コース
5 0 ～ 5 4 歳	1,060,000 円	—	—	2,208,000 円	—	—
5 5 ～ 5 9 歳	679,000 円	2,256,000 円	—	1,559,000 円	—	—
6 0 ～ 6 4 歳	449,000 円	1,492,000 円	—	1,104,000 円	—	—
6 5 ～ 6 9 歳	299,000 円	994,000 円	1,921,000 円	716,000 円	2,378,000 円	—
7 0 ～ 7 4 歳	177,000 円	587,000 円	1,133,000 円	414,000 円	1,375,000 円	—
7 5 ～ 7 9 歳	105,000 円	349,000 円	673,000 円	233,000 円	775,000 円	1,498,000 円

更新契約

8 0 歳	75,000 円	250,000 円	484,000 円	159,000 円	529,000 円	1,021,000 円
8 1 歳	72,000 円	233,000 円	448,000 円	146,000 円	475,000 円	914,000 円
8 2 歳	68,000 円	216,000 円	413,000 円	133,000 円	423,000 円	811,000 円
8 3 歳	64,000 円	199,000 円	380,000 円	121,000 円	380,000 円	724,000 円
8 4 歳	60,000 円	184,000 円	349,000 円	111,000 円	342,000 円	650,000 円
8 5 歳	56,000 円	170,000 円	321,000 円	102,000 円	309,000 円	586,000 円
8 6 歳	52,000 円	156,000 円	295,000 円	93,000 円	279,000 円	526,000 円
8 7 歳	49,000 円	144,000 円	270,000 円	85,000 円	251,000 円	471,000 円
8 8 歳	47,000 円	136,000 円	254,000 円	80,000 円	231,000 円	431,000 円
8 9 歳	43,000 円	123,000 円	230,000 円	71,000 円	203,000 円	380,000 円
9 0 歳	38,000 円	110,000 円	207,000 円	63,000 円	180,000 円	336,000 円
9 1 歳	35,000 円	100,000 円	187,000 円	55,000 円	160,000 円	298,000 円
9 2 歳	32,000 円	91,000 円	170,000 円	49,000 円	141,000 円	264,000 円
9 3 歳	29,000 円	83,000 円	154,000 円	43,000 円	125,000 円	233,000 円
9 4 歳	26,000 円	75,000 円	141,000 円	39,000 円	111,000 円	207,000 円
9 5 歳	24,000 円	69,000 円	129,000 円	35,000 円	100,000 円	187,000 円